

別紙
 ○農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第 1 （略） 第 2 農山漁村地域整備交付金の対象 1 交付対象事業 (1) （略） (2) 交付対象事業は、次に掲げる事業とし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長、 <u>畜産局長</u> 、林野庁長官及び水産庁長官（以下農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。 ① 基幹事業 ア～エ （略） <u>オ 盛土緊急対策事業</u> <u>(7) 盛土緊急対策事業</u> ② （略） 2・3 （略） 第 3～第 9 （略）	第 1 （略） 第 2 農山漁村地域整備交付金の対象 1 交付対象事業 (1) （略） (2) 交付対象事業は、次に掲げる事業とし、その具体的な内容については、農林水産省農村振興局長、 <u>生産局長</u> 、林野庁長官及び水産庁長官（以下農村振興局長等」という。）が別に定めるところによる。 ① 基幹事業 ア～エ （略） （新設） ② （略） 2・3 （略） 第 3～第 9 （略）

附 則

この通知は、令和 3 年 12 月 21 日から施行する。